

岡山県自然保護基本計画



令和 3 (2021) 年 3 月

岡山県

【目次】

I	基本的事項	5
1	計画策定の趣旨	5
2	計画の位置付け	5
3	計画の目標	6
4	計画の期間	6
5	計画の目指す姿	6
II	自然保護の基本方針	7
III	自然保護の取組	8
	自然保護基本計画の施策体系	8
1	豊かな自然環境の保護	9
①	自然公園等の保護	11
②	地域の特色ある多様な自然環境の保護	13
③	自然との調和に配慮した事業活動	15
2	野生生物の保護	17
①	希少野生動植物の保護	19
②	野生鳥獣の保護管理	21
③	外来生物の対策	23
④	生息・生育環境の保全	25
3	水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	26
①	森林の整備による快適な環境保全	27
②	河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全	29
③	身近なみどりの創出	30
4	人間が守り伝える自然の豊かさ	32
①	指導者・ボランティアの育成	34
②	自然環境学習等の推進	35
③	自然とのふれあいの場の確保	37
④	自然との共生を支える基盤づくり	39
IV	推進体制、計画の進行管理と見直し	40
	数値目標一覧	41
V	資料編	42

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里地里山、田畑、干潟、河川、湖沼、海洋など、地域や気候によって様々に異なる生態系の中で生きています。野生生物や生態系は互いに関係し合い、長い年月をかけて豊かな自然を形成してきました。

この様々な生命が共生している豊かな自然こそが、「生物多様性」そのものといえます。豊かな自然環境が生物多様性を育むとともに、生物多様性が自然環境そのものに大きな影響を与えてきたのです。

私たち人間は、この豊かな自然から、暮らしの基礎となる食料、水などを恵みとして享受するだけでなく、その恵みから生まれた地域色豊かな文化、伝統を通じて、心の豊かさも育んできました。

しかし、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままでは、自然の豊かな恵みを将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれるおそれがあります。

こうした中、国においては、平成20(2008)年に、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示した「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づく基本計画である「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針、行動計画を示しています。

県では、これまで、昭和46(1971)年に「岡山県自然保護条例」を制定、翌47(1972)年に「岡山県自然保護基本計画」を策定し、数次にわたる改訂を経るとともに、令和3(2021)年に「岡山県環境基本条例」に基づき策定した「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」では、「自然と共生した社会の形成」を基本目標の一つに位置付け、引き続き、自然と調和した環境づくりを進めることとしています。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応することで、人と自然との調和を維持し、県民誰もが自然の価値を深く認識して、その恩恵を将来にわたって享受できるよう、自然保護に関する施策を積極的に推進するため、この計画を策定し、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

「岡山県自然保護基本計画」は、「岡山県自然保護条例」第5条の規定により、自然保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47(1972)年の策定後、3回の改訂を経て、今回が4回目の改訂となります。

また、この計画は、環境の保全に関する総合計画である「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」を基本とした自然保護に関する分野の個別計画であるとともに、「生物多様性基本法」第13条に基づく本県全域を対象とした「生物多様性地域戦略」としても位置付けます。

さらに、この計画は、県の自然保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより初めて成果を上げることができます。

3 計画の目標

自然との共生 ～暮らしを支える豊かな自然の継承～

この計画の目標は、「自然との共生」とします。「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」をはじめ環境の保全に関する制度や施策と連携を図りつつ、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

また、各種施策をわかりやすく示し、その進捗状況等の評価のために、自然保護に係る努力目標としての数値目標を設定し、施策の着実な推進を図り、自然保護に取り組みます。

4 計画の期間

「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次として、令和 22（2040）年頃を展望し、次に掲げるこの計画の目指す姿の実現を図ります。また、社会情勢の変化に対応するとともに着実に取組を進めるため、具体的な取組を進める短期的な期間を、令和 3（2021）年度～令和 6（2024）年度までとします。

長期的な視野に立って、一定期間内での進捗状況を適切に評価し、以後の自然保護施策に反映させます。

5 計画の目指す姿

この計画において、令和 22（2040）年頃を展望し、目指す姿を次に示します。

- ◇ 自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- ◇ 県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- ◇ 適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

II 自然保護の基本方針

この計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を将来に引き継ぐためには、「自然」とその恵みの中で暮らす「人」との調和を図る取組を持続的に行っていくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境と生物多様性」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、「水とみどり」を加えた4つの視点を、計画実現のための基本方針と位置付け、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と人間とが共に生存する、人と自然が調和した環境を次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

4つの基本方針

1 豊かな自然環境の保護

中国山地から瀬戸内海まで多様で豊かな自然環境を形成しています。

このため、地域の自然の特性に応じて、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいきます。

2 野生生物の保護

長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、種の絶滅、減少を防ぎ、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

私たちは、長い年月をかけて地域固有の自然を維持してきましたが、森林や農地、瀬戸内海の自然環境は、人間の活動や地域社会の変化により、大きな影響を受けています。

このため、「森林の整備による多様で健全・安全な森づくり」、「河川や瀬戸内海の環境の保全」、「豊かで身近なみどりの創出」に努めます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

県民一人ひとりが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

このため、「自然とのふれあいの場づくり」、「自然環境学習の指導者づくり」など環境学習の基盤整備や、自然保護活動に必要な最新の情報の提供等に努めます。

Ⅲ 自然保護の取組

Ⅱで示した自然保護の基本方針に基づき、計画の目標の実現に向け、次の4つの視点で取組を体系的に実施します。

自然保護基本計画の施策体系

●計画目標

自然との共生 ～暮らしを支える豊かな自然の継承～

1 豊かな自然環境の保護

- ① 自然公園等の保護
- ② 地域の特色ある多様な自然環境の保護
- ③ 自然との調和に配慮した事業活動

2 野生生物の保護

- ① 希少野生動植物の保護
- ② 野生鳥獣の保護管理
- ③ 外来生物の対策
- ④ 生息・生育環境の保全

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

- ① 森林の整備による快適な環境保全
- ② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全
- ③ 身近なみどりの創出

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

- ① 指導者・ボランティアの育成
- ② 自然環境学習等の推進
- ③ 自然とのふれあいの場の確保
- ④ 自然との共生を支える基盤づくり

1 豊かな自然環境の保護

県内は、緑深い県北部の中国山地から、人間の活動により特有の生態系が維持されてきた里地里山が広がる吉備高原、都市化が進む県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の広がる瀬戸内海まで、自然の豊かさが多岐にわたっています。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川が県北から県南までの県土を潤し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

県では、優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

しかしながら、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山では、農林業従事者の高齢化や生活様式の変化、過疎化等に伴う人間の働き掛けの縮小により荒廃が進むなど、身近な県内の自然環境の悪化やその環境に特有の動植物の減少が一部に見られます。

今後とも豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然の特性に応じて、自然保護施策を進めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいく必要があります。



県内の自然公園



① 自然公園等の保護

現状と課題

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立合わせて10地域、自然環境保全地域が3地域、環境緑地保護地域が2地域、郷土自然保護地域が37地域、郷土記念物が39箇所、鳥獣保護区が66箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に保全が必要な地域については、特別地域や特別保護地区等に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山（新庄村）の一带には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの要としての機能を積極的に果たすことが求められます。

自然公園等の指定状況（自然環境課）（令和元（2019）年度末現在）

区分	地域数	面積
自然公園	10地域	80,664ha
自然環境保全地域	3地域	101ha
環境緑地保護地域	2地域	27ha
郷土自然保護地域	37地域	844ha
郷土記念物	39箇所	—
鳥獣保護区	66箇所	27,270ha

具体的な取組

○自然公園の適正な保護・管理（環境文化部）

優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。

また、特定の植物の採取、損傷が生物多様性の保全や優れた自然の風景地の保護に支障を来さないよう、県立自然公園における採取などを規制する植物種の指定に努めます。

○自然環境保全地域等の適正な保護・管理（環境文化部）

優れた自然環境が保全されている自然環境保全地域などを、「岡山県自然保護条例」に基づき適切に保護・管理します。

また、必要に応じ、新たな自然環境保全地域などの指定を行い、自然環境の保全に努めます。

○大規模天然林の保全（環境文化部）

県下最大規模のブナ林を中心とした貴重な天然林を有する毛無山の自然環境を適正に保全するとともに、県民が広く自然に親しむことのできる場として活用されるよう、適切な維持管理を行います。

○自然公園指導員等との連携による適正な利用指導（環境文化部）

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園などの適正な利用指導に努めます。

○天然記念物の保護管理（教育庁）

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカブトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤマネなどの保護・管理について、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護・管理します。

○名勝の保存管理（教育庁）

名勝は、古くから著名な風致景観に加えて、土地の風土や伝統的な土地のあり方、信仰や行楽などにも重点が置かれて指定されており、その風致景観を保全することは、地域色豊かな自然環境の保全につながるため、下津井鷲羽山、豪溪、奥津溪などの国指定の自然的名勝の保存・管理について、「文化財保護法」に基づき、適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定名勝に指定している道祖溪や天神峡、弥高山などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保存・管理します。



毛無山のブナ林（新庄村）

数値の目標

項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
採取等制限植物を指定する県立自然公園の数（累計）	0箇所	2箇所

② 地域の特色ある多様な自然環境の保護

現状と課題

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要です。
- 里地里山では、荒廃農地（耕作放棄地）の増加や産業構造の変化、高齢化等による森林の手入れ不足などによる自然環境への影響が生じており、その保護が必要です。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減少するなど、地域の自然環境の保護が必要です。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、河川改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然環境の確保を両立していくことが求められます。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や藻場等は一度失われると再生に長い期間を要することから、これらの地域の保護が必要です。
- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な生態系が特色ある動植物の生息・生育環境など豊かな自然を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。



具体的な取組

○公益的機能を高めるための森林整備の推進（農林水産部）

森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

○市町村提案型森づくりの促進（農林水産部）

市町村などの提案による地域の実情、課題に対応した森林保全に関する取組を支援し、地域の独自性と創意工夫による多様な森づくりを促進します。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。

○都市公園等の管理（土木部）

市街地における自然とのふれあいの場である都市公園等を適正に管理し、暮らしを豊かにする自然環境の確保に努めます。

○汚水処理施設の整備（土木部、農林水産部、環境文化部）

汚水を収集・処理（浄化）する下水道などの汚水処理施設を整備することにより、閉鎖性水域である瀬戸内海や児島湖などの公共用水域の水質の保全・改善を図ります。また、下水道や集落排水、合併処理浄化槽の整備区域と汚水処理人口分担率を定めた「クリーンライフ100構想」に基づき効率的な整備を促進します。

○自然保護推進員等との連携による適正な自然保護に関する指導（環境文化部）

自然保護推進員等との連携により保護に関する指導等を行いながら、地域の自然環境の保護活動の推進を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
汚水処理人口普及率	87.3%	92.1%

③ 自然との調和に配慮した事業活動

現状と課題

- 社会経済活動は、周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を行うためには、自然との調和に配慮することが求められます。
- 農業では、農薬の使用等により、病虫害の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畑の野生生物が減少しています。
林業では、人工林における間伐等の手入れ不足が野生動物の生息環境の悪化の一因ともなり、一部に動物と人間との間にあつれきが生じています。
水産業では、漁業者等が中心となり、魚が生まれ育つアマモ場等の再生に取り組んでいます。
- 農林水産業をはじめ、様々な事業活動において、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な活動が求められます。

具体的な取組

○環境保全型農業の推進（農林水産部）

農薬使用者に対し、農薬の適正使用を周知・徹底するとともに、病虫害発生育察情報による適期防除、耕種的防除、生物的防除などを組み合わせた農薬使用低減技術の普及・定着を図ります。

また、堆肥などを活用した土づくりの普及を図るなど、環境と調和した農業を推進します。

○有機無農薬農産物の生産振興（農林水産部）

本県は全国に先駆けて有機無農薬農業に取り組んでおり、参入希望者等を対象とした研修会等を開催し、新規参入者の確保を図るとともに、消費者や実需者等に対して、おかやま有機無農薬農産物を積極的にPRすることでブランド化を図り、新たな需要の掘り起こしや生産者の意欲高揚による産地拡大を推進します。

○荒廃農地（耕作放棄地）の発生防止（農林水産部）

市町村と連携し、中山間地域等直接支払制度等を活用して、荒廃農地の発生防止に努めます。

○農業生産基盤の整備（農林水産部）

かんがい排水施設や農道、ほ場の整備のほか、地域の実情に即したきめ細かな基盤整備を生態系に配慮して実施します。

○都市と農村との交流の促進（県民生活部）

農業体験などを通じて自然の営みに触れる移住候補地体感ツアーにより、都市と中山間地域との交流を図り定住を促進します。

○農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。

また、カワウについて、防護対策と捕獲対策を中心に、漁業関係者等が行う活動を支援するとともに、広域的な取組についての体制整備を進めます。

○公益的機能を高めるための森林整備の推進（農林水産部）[再掲]

森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）[再掲]

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。

○海の恵みの持続的利用の推進（農林水産部）

効果的な栄養塩の供給方法を検証し、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

○自然との調和に配慮した開発の指導（環境文化部、県民生活部）

太陽光発電事業などの大規模開発行為について、「岡山県県土保全条例」に基づく事前協議により、関係法令を遵守するよう指導を行うとともに、環境影響評価、自然保護協定の締結などにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

○環境に配慮した公共事業の推進（環境文化部、関係各部）

県が行う公共事業について、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」による生態系にも配慮した公共事業を実施します。

○環境にやさしい企業づくり（環境文化部）

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

○消費者行動への普及啓発（環境文化部）

環境に配慮した商品などへの理解を深め、優先的に購入・利用するなどの行動につながるよう、消費者への普及啓発を推進します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
岡山エコ事業所の認定件数（累計）	256件	260件

2 野生生物の保護

地球の長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、食料や医療品の原料など様々な恵みを通して、私たち人間の生命と暮らしを支えています。生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や県中北部、中山間地域を中心とした里地里山における人間の自然への働き掛けの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があります。県では、平成 15 (2003) 年に「岡山県版レッドデータブック」を作成し、平成 21 (2009) 年及び令和 2 (2020) 年にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における適切な野生生物の保護に努めてきました。

一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。



岡山県希少野生動植物保護条例指定種（7種）



マルバノキ



ミズアオイ



エヒメアヤメ



ミチノクフクジュソウ



サクラソウ



カワバタモロコ



ナガレタゴガエル

① 希少野生動植物の保護

現状と課題

- 開発等による生息・生育環境の悪化、県中北部、中山間地域等における自然に対する人間の働き掛けの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 令和2（2020）年に改訂された「岡山県版レッドデータブック」によると、絶滅のおそれのある種の数、動物で404種、植物で337種にのぼります。
- 県では、平成15（2003）年に「岡山県希少野生動植物保護条例」を制定し、多様な主体と連携し、希少野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

岡山県版レッドデータブック 2020 の分類群別掲載種数

分類群	岡山県カテゴリー							計	
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	留意		
動物	哺乳類	3		12	8	1	2		26
	鳥類			20	31	21	17		89
	爬虫類				4		3		7
	両生類			4	4	6	2		16
	汽水・淡水魚類			9	15	14	10		48
	昆虫類	9		30	51	74	87	14	265
	昆虫類以外の無脊椎動物	74		158	58	55	61	6	412
	小計	86	0	233	171	171	182	20	863
植物	維管束植物	15	3	163	153	206	18	16	574
	コケ植物	1		15	6	9	2	15	48
	小計	16	3	178	159	215	20	31	622
計	102	3	411	330	386	202	51	1,485	

絶滅：すでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種、現在のところ「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種

岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況

区分	動植物種名	地域	岡山県版レッドデータブックカテゴリー	指定年度
植物	マルバノキ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	ミズアオイ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	エヒメアヤメ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成17年度
植物	ミチノクフクジュソウ	県中西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
植物	サクラソウ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
動物	カワバタモロコ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成23年度
動物	ナガレタゴガエル	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成24年度

具体的な取組

○希少野生動植物保護条例に基づく保護管理（環境文化部）

絶滅のおそれのある希少野生動植物について、「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、生息・生育地の市町村をはじめ、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

○国内希少野生動植物の保護（環境文化部）

国及び市町村と連携し、種の保存法により指定されている国内希少野生動植物の状況や保護について普及啓発を進めるとともに、地域の保護活動に対する支援を推進します。

○「岡山県版レッドデータブック 2020」を活用した普及啓発（環境文化部）

開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、「岡山県版レッドデータブック 2020」を活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を促進します。

○希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

○天然記念物の保護管理（教育庁）〔再掲〕

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカブトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤマネなどの保護・管理について、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護・管理します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
指定希少野生動植物保護巡視員数	58人	70人

② 野生鳥獣の保護管理

現状と課題

- 生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあり、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が必要です。
- ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて東中国地域個体群の安定的な維持を図る必要があります。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めるための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、生息数が減少している野生鳥獣について、保護の取組が求められます。

具体的な取組

○特定鳥獣の保護管理（環境文化部、農林水産部）

絶滅のおそれのある鳥獣や農林業等への被害が深刻化している有害鳥獣について、「鳥獣保護管理計画」を策定し、適正な保護管理に努めます。

[ツキノワグマの保護管理]

東中国地域に生息するツキノワグマは、国において、絶滅のおそれのある地域個体群に位置付けられているものの、近年生息数が増加し、人里への出没も増えており、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的な維持を図るため、特定鳥獣専門指導員による出没時の現地調査や地域住民への注意喚起、出前学習講座の実施など被害防止対策を実施するとともに、県内生息数の推定のための生息状況のモニタリングを行います。

また、近隣県と設立した協議会において、広域的な保護管理の在り方などについて検討を進めます。

[シカ、イノシシ、サルの管理]

農林業被害が深刻化しているシカ、イノシシ、サルについて、生息密度の低減、農林業被害などの軽減を図ることを目標として、防護対策や捕獲の促進などを図ります。

○農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）[再掲]

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。

また、カワウについて、防護対策と捕獲対策を中心に、漁業関係者等が行う活動を支援するとともに、広域的な取組についての体制整備を進めます。

○鳥獣保護思想等の普及啓発（環境文化部）

愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成するとともに、鳥獣の生態、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による農林水産業等への被害実態などの情報提供等を通じて、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて普及啓発に努めます。

○鳥獣生息状況調査（環境文化部、農林水産部）

野生鳥獣の保護対策、効果的な被害防止対策の基礎資料とするため、生息数調査等を実施します。

○鳥獣保護区等の指定・管理（環境文化部）

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域について、その趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況などを踏まえながら、定期的な巡視など、適切な保護管理に努めます。

○傷病鳥獣の救護等（環境文化部）

鳥獣保護管理員による巡視や鳥獣保護センターの運営を通じて、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

○狩猟者の確保等（農林水産部）

狩猟者は、鳥獣の個体数管理など有害鳥獣捕獲の担い手という役割も果たしていることから、猟友会等と連携し、狩猟免許、狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図ります。

また、適正な狩猟に向けた指導を行います。

○感染症等への対策（環境文化部）

野生鳥獣における人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、関係部局と連携して対策を実施します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数（累計）	3地域	5地域

③ 外来生物の対策

現状と課題

- オオクチバス、オオキンケイギク等、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物については、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しています。
- 県では、国等と連携を図りながら、外来生物による被害防止の対策に取り組んでいます。
- 在来種に大きな影響を与えたり、農作物被害をもたらす外来生物については、防除などの対策を進めていく必要があります。

県内で生息・生育が確認された特定外来生物

哺乳類	アライグマ、ヌートリア
鳥類	ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ
甲殻類	確認例なし
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ
軟体動物等	確認例なし
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ、ナガエモウセンゴケ



上：オオキンケイギク
 左：ブルーギル
 右：ヒアリ
 下：セアカゴケグモ

具体的な取組

○特定外来生物防除対策の推進（環境文化部）

特定外来生物について、国及び市町村との連携を密にし、その取扱に関する普及啓発を推進するとともに、分布情報の収集に努め、その効果的な防除方法についての情報提供を行います。

また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との連携により、排除又は影響の低減を図る取組を促進します。

○動物の愛護と管理（保健福祉部）

遺棄又は逃走した飼養動物が野生化し、在来種の捕食や新たな感染症の移入等により、自然生態系に悪影響を及ぼすことのないよう、飼養動物の愛護と管理について、普及啓発を進めます。

○外来生物の取扱等についての広報・啓発活動（環境文化部）

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会でも、広報活動を推進し、特に「入れない・捨てない・拡げない」といった「外来生物被害予防三原則」を県民一人ひとりが実践するよう啓発を促進します。

また、自然保護推進員などと連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
外来生物対策PR隊による出前講座開催数（年間）	7回	10回

④ 生息・生育環境の保全

現状と課題

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で自然とふれあうことは、安らぎや満足感につながり、暮らしを豊かにします。
- 中国山地から吉備高原、瀬戸内海までつながる多様な生態系は、多くの野生生物が生息・生育する上で欠かせないものです。
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用することにより、二次林、草地、農地、ため池等の様々な自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、河川や水路、水田等のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

具体的な取組

○多自然川づくり（土木部）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。

○環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路の整備に努めます。

○保護推進区の指定（環境文化部）

「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のある指定希少野生動植物の生息・生育地を保護推進区として指定し、生息・生育区域の一体的保護を図ります。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

県土の約7割を占める森林の水源かん養機能により三大河川に代表される豊かな水が育まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらには、瀬戸内海沿岸は河川から土砂や栄養の供給を受けて藻場や干潟が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、自然環境への影響が生じています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により、海岸などの自然環境が失われ、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では、健全で多様な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。



① 森林の整備による快適な環境保全

現状と課題

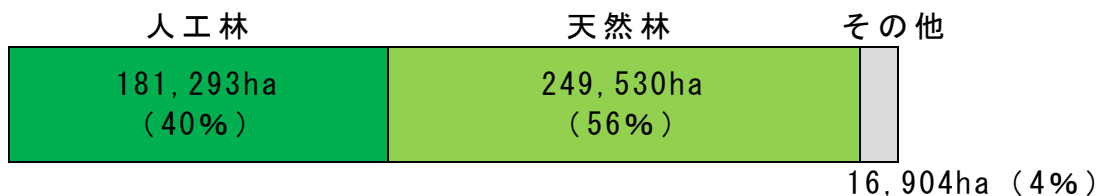
- 森林は、二酸化炭素(CO₂)の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割を果たしています。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生の危険性や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山の保全が求められます。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、林業の生産活動を活性化させるとともに、切捨間伐等の森林整備を推進する必要があります。
- シカによる植栽木の食害や松くい虫被害などの林業への被害に対して、継続的な防除の必要があります。

岡山県の森林面積（21 おかやま森林・林業ビジョン（改訂版））

岡山県の森林面積は486千haで、県土の約68%を占めており、このうち、民有林は448千haで全体の92%を占めています。

民有林448千haのうち、40%が木材生産を目的としたスギやヒノキ等の人工林で、56%が広葉樹やマツなどの天然林となっています。

（岡山県の民有林面積）447,727ha



具体的な取組

○快適な森林環境の創出（農林水産部）

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、針広混交林等への誘導を推進し、また、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

○県民参加による森づくりの推進（農林水産部）

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営の支援を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

○森林病虫獣害の防除（農林水産部）

シカによる林業被害を防止するため、緩衝帯整備や防護柵の設置、集落において野生鳥獣の被害防止活動の中核を担う人材の育成や他県との広域連携などの総合的な対策を強化します。

マツ枯れやナラ枯れ被害の拡大を防止するため、薬剤樹幹注入などの予防対策及び被害木の薬剤処理などの駆除対策を実施し、森林の持つ公益的機能の維持や回復を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
森づくり活動への参加企業数（累計）	26社	28社

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

現状と課題

- 三大河川の流域面積は県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がるとともに、多様な生態系が形成され、多様で身近な自然とふれあいながら、潤い豊かな生活環境が創られています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場であり、これら水のつながりを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。治水・利水に加えて、生態系や景観、親水性など河川環境に配慮した川づくりが必要です。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の保全や清掃が必要です。
- 瀬戸内海は、豊かな水産資源に恵まれ、生物多様性を維持しながら持続的に利用されてきました。こうした豊かな水産資源を育む藻場や干潟の保全が必要です。

具体的な取組

○多自然川づくり（土木部）[再掲]

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。

○環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）[再掲]

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路の整備に努めます。

○自然と調和した溪流の整備（土木部）

砂防事業を実施する上での自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用に関する基本方針である「岡山県砂防溪流環境整備計画」に基づき、必要に応じて地域の特性に調和した溪流整備を行います。

○海岸環境の整備と保全（農林水産部、土木部）

海岸保全施設の整備に当たっては、「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、沿岸の砂浜、干潟、藻場、浅場などの自然環境の保全に配慮します。

○自然海岸の保全（環境文化部）

人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施します。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）[再掲]

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。

③ 身近なみどりの創出

現状と課題

- 人が集中する都市部は、森林や農地の開発により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは人の生活に潤いと安らぎを与えてくれるほか、野生生物の生息・生育の場となっています。
- 道路、公園等の公共施設の整備に当たっては、自然環境に配慮した計画的な緑化が求められます。
- 本格的な人口減少・長寿社会の中で、身近なみどりの適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められます。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や手法も向上しており、こうした取組は、ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策としての効果も期待されます。



具体的な取組

○緑地空間の整備（環境文化部、土木部）

身近なみどりとして親しまれ、自然環境に配慮された道路、公園など公共施設の計画的な緑地空間の整備と都市近郊の里地里山の保全を推進します。

都市と近郊のみどりが街路樹や河川などにより結ばれたみどりのネットワークの形成を促進し、多くの野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。

○緑の基本計画の推進（土木部）

都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画である緑の基本計画（市町村計画）の策定を支援します。

○全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成（環境文化部）

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和6（2024）年に本県で開催します。この大会を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

○みどりの大会の開催（環境文化部）

みどりの大切さや将来にわたって守り育てていく心を学び育む契機とし、緑化運動の高揚を図るため、みどりの少年隊や緑化関係者をはじめ広く県民が参加するみどりの大会を開催し、野外体験活動等を通じた交流を推進します。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

人と自然が調和した環境を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、日頃から自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

また、私たちが守り伝えてきた里地里山は農林業者や集落など地域コミュニティによって形成、維持されてきたもので、その保全活用には、それぞれの地域住民のみならず、幅広い主体の協働による継続的な取組が重要です。

里地里山の保全と活用を含め、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保護の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、県民、ボランティア・NPO、学識経験者などが、県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、共有するとともに、自然保護活動に必要な最新の情報を広く県民に提供する必要があります。

このため、県では、「自然とのふれあいの場の確保」や「自然環境学習の指導者づくり」など、県民が気軽に自然環境への理解を深めることができるよう、自然環境学習等の推進に努めます。

さらに、自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められます。



主な自然環境学習拠点



岡山県自然保護センター（和気町）



岡山県立森林公園（鏡野町）



写真提供：倉敷市立自然史博物館
倉敷市立自然史博物館（倉敷市）



写真提供：津黒いきものふれあいの里
津黒いきものふれあいの里（真庭市）

① 指導者・ボランティアの育成

現状と課題

- 自然保護への関心が高まる中、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を越えて伝えていく必要があります。
- 将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。
- 自然保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行う必要があります。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動の情報を県民が共有し、積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

具体的な取組

○環境学習指導者の育成・活用（環境文化部）

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

○ボランティアの活動の推進（環境文化部）

身近な自然とのふれあいを促進し、自然保護に関する意識の向上を図るため、自然保護推進員や、自然保護センターで活動するボランティアの活動を推進します。

○みどりの少年隊活動支援（環境文化部）

地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
みどりの少年隊員数	1,218人	1,400人



みどりの少年隊活動の様子

② 自然環境学習等の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、自然保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、自然環境学習の推進が重要です。
- 自然環境学習は、地域の実態に合った課題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、継続的に提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

具体的な取組

○自然環境学習等の推進（環境文化部）

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努めます。

○自然保護センターの活用（環境文化部）

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

数値の目標

項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
身近な自然体験プログラムの参加者数	28,636人 ※	30,000人
自然保護センターの利用者数	32,438人	40,000人

※ 平成28（2016）～令和元（2019）年度の平均の値

自然環境学習等の様子



写真提供（下）：津黒いきものふれあいの里

③ 自然とのふれあいの場の確保

現状と課題

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にする心を育む上でも重要な意義があります。
- 自然とのふれあいの推進に対する県民の満足度は、他の環境に関する取組と比べ、高い水準にあります。引き続き、身近に自然とふれあえる場やその情報を提供していくことが重要です。
- 自然とのふれあいの場としての自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等の利用促進を図る必要があります。
- 豊かな自然や優れた景観、文化財、伝統文化などは、優れた地域資源として着目されています。自然公園等の魅力向上により、地域資源としての積極的な活用を図る必要があります。



具体的な取組

○自然公園等の利用促進（環境文化部）

自然公園、自然環境保全地域などの案内板、休憩所、トイレなどの施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然公園等の利用促進を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、自然公園等の利用は、新たな生活様式にもマッチしており、国の国立公園満喫プロジェクトと連携しながら、その魅力を効果的にPRします。

自然公園を多くの観光客に利用してもらうことで、自然とのふれあいを通じた自然環境に対する意識の向上や地域経済の活性化を図ります。

○中国自然歩道の利用促進（環境文化部）

中国自然歩道県内ルートの指導標、路傍休憩地、トイレなどの施設の適正な維持管理に努めるとともに、ルートマップの配布などによって、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然歩道の利用促進を図ります。

○自然保護センターの活用（環境文化部）〔再掲〕

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

○おokayamaの豊かな自然へのふれあい促進（環境文化部）

岡山県の自然公園、中国自然歩道等に関するホームページにより、本県の豊かで多様な自然の魅力を県内外に情報発信し、自然公園等の利用を促進します。

また、岡山県自然情報ポータルサイト「おokayama自然ずかん」により、自然にふれあえる県内の施設、森林公園等の情報を県内外に発信し、利用促進を図ります。

併せて、優れた活動の情報を県民が共有し、積極的に参加できる機会をつくることのできるよう、地域における保護活動の情報を発信します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
自然公園の利用者数	1,100万人 ※	1,210万人
長距離自然歩道の利用者数	143万人 ※	160万人

※ 平成30（2018）年度末の値

④ 自然との共生を支える基盤づくり

現状と課題

- 自然環境学習拠点、専門家、環境学習指導者など様々な機関と連携した調査研究を進めるとともに、その研究成果や資料、収集データを有効に活用・発信していくことが重要です。
- 自然保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携が必要です。

具体的な取組

○調査研究の活用・発信（環境文化部）

「岡山県版レッドデータブック」、「自然保護センター研究報告」等の発刊を通じ、調査研究、資料収集を進めるとともに、その成果の活用・発信を推進します。

○希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）〔再掲〕

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

○アダプト事業の推進（環境文化部、農林水産部、土木部）

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

IV 推進体制、計画の進行管理と見直し

推進体制

この計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然保護を進めていくため、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、NPO、民間事業者等を含むすべての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進めます。

計画の進行管理と見直し

この計画に基づく各種施策の進捗状況等をホームページ等により広く公表します。

また、進捗状況等について、適宜、岡山県自然環境保全審議会に報告し、指導助言を受けるとともに、自然の保護に係る国内外の動向を的確に把握し、積極的に施策に反映させるよう努めます。

「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次である令和 22（2040）年頃の間地点となる令和 12（2030）年を目途に、自然環境を取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

併せて、新興感染症の流行・拡大など、社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生などの事象に対応する必要がある場合、適切かつ柔軟に計画の見直しを行うこととします。

数値目標一覧

基本方針	項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
1 豊かな自然環境の保護	採取等制限植物を指定する県立自然公園の数（累計）	0箇所	2箇所
	汚水処理人口普及率	87.3%	92.1%
	岡山エコ事業所の認定件数（累計）	256件	260件
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物保護巡視員数	58人	70人
	広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数（累計）	3地域	5地域
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数（年間）	7回	10回
3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	森づくり活動への参加企業数（累計）	26社	28社
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	みどりの少年隊員数	1,218人	1,400人
	身近な自然体験プログラムの参加者数	28,636人 ※1	30,000人
	自然保護センターの利用者数	32,438人	40,000人
	自然公園の利用者数	1,100万人 ※2	1,210万人
	長距離自然歩道の利用者数	143万人 ※2	160万人

※1 平成28（2016）～令和元（2019）年度の平均の値

※2 平成30（2018）年度末の値

V 資料編

用語集

項目	説明
アルファベット	
NPO(エヌピーオー)	非営利組織(Non Profit Organization)の略。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国又は都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。
ア行	
アダプト	住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの。
アマモ場	アマモ(海の中に生えている海草の一種)がたくさん生えている場所。小型生物の生息場、魚類の餌場等となる。
移住候補地体感ツアー	県外在住者を対象に、仕事や住まいの情報等を発信し、移住に向けた手伝いを行うツアー。
岡山県環境配慮公共事業ガイドライン	岡山県が行う公共事業について、その計画段階から施工・管理段階に至るまでの環境配慮の方針を示すガイドライン。
岡山県野生生物目録	県内の野生動植物種のリスト。
おかやま森づくりサポートセンター	県民が育て楽しむ森づくりを推進することを目的に平成24(2012)年度に設立。森づくりに関する情報提供や相談窓口、研修会の開催等を行い、県民等の森づくり活動への参加の支援を行っている。
汚水処理人口普及率	下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設をどれだけの人が利用可能であるか、汚水処理施設の利用者を総人口で除した割合。
カ行	
外来生物	人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。
外来生物対策PR隊	外来生物問題の普及啓発のため、市町村等と連携しながら講習会の開催、講師の派遣等に取り組んでいる。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。
環境学習指導者	地域の学校や公民館等が開催する環境学習出前講座において、講師となる人。環境学習協働推進広場において指導者登録する。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
環境緑地保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域。
間伐	木々の健全な生長のため、森林の一部を伐採すること。間伐が適切に行われると、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂するため、多様な生物の生息を維持できたり、水源涵養機能や土砂流出防止機能が高くなる。また、間伐による森林の適切な整備を通じて森林による二酸化炭素の吸収量の確保が図られる。
郷土記念物	岡山県自然保護条例に基づいて指定される樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるもの。
郷土自然保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域。
グリーン調達	国、地方公共団体、企業などが、製品や事務用品等を調達する際、グリーン購入を行うこと。平成12(2000)年5月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン調達が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度岡山県グリーン調達ガイドラインを策定し、グリーン調達を行っている。
クリーンライフ100構想	汚水処理施設整備率100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

荒廃農地	現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
国立公園	日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では、昭和 9(1934)年 3 月に笠岡諸島などを含む備讃瀬戸が瀬戸内海国立公園に指定され、昭和 25(1950)年以降に日生諸島等が編入した。大山隠岐国立公園には、昭和 38(1963)年に蒜山地区が、平成 14(2002)年に毛無地区がそれぞれ編入された。
国立公園満喫プロジェクト	平成 28(2016)年から、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図り、訪日外国人の利用増を目指す取組として実施。令和 3(2021)年からは国内誘客の強化にも取り組む。
こどもエコクラブ	幼児(3 歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。
サ行	
在来種	その土地に従来成育している固有の動物や植物の種。
里地・里山	市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。
自然環境保全地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原などの優れた自然の地域。
自然公園	昭和 6(1931)年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和 32(1957)年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
自然公園指導員	国立・国定公園の保護とその適正な利用の推進のため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う者。

自然保護推進員	都市化の進展と自然志向が高まる中で、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、自然保護の重要性を広く普及・啓発する役割を担う人として県が委嘱している。昭和 56(1981)年度から設置している。
自然保護センター	県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために、平成 3(1991)年に県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。
自然保護協定	無秩序な開発を防止し、自然環境保全と開発との調和を図るため、開発事業者、市町村、県の 3 者間で締結する協定。
指定希少野生動植物	県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定される動植物のこと。県内では、カワバタモロコ、ナガレタゴガエル、マルバノキ、ミズアオイ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウを指定している。
指定希少野生動植物保護巡視員	岡山県希少野生動植物保護条例の規定に基づき、知事から委嘱され、同条例により指定された希少野生動植物の保護のため、必要な生息・生育地の巡視等の保護活動を行うボランティア。
主伐	木材の利用期に達した森林の立木を、用材等で販売するために伐採し、伐採後に次代の後継樹の更新(再び立木地になること)を伴うもの。
集落排水	農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。樹齢や樹高が様々になることで下層植生が豊かになり、土壌の浸食を防ぐなどの効果が発揮される。間伐を繰り返して広葉樹を育成するなど、管理コストを低く誘導できる。
森林の持つ公益的機能	森林の持つ、生物多様性の保全、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多くの機能のこと。
生態系	ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

生物多様性	すべての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。
ゼロエミッション	産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置付けられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。
夕行	
中山間地域	岡山県中山間地域の振興に関する基本条例に規定する「山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域」をいう。
中山間地域等直接支払制度	中山間地域等において、荒廃農地(耕作放棄地)の発生防止や水源涵養などの多面的な機能の維持増進を図るため、集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し交付金を交付する制度。
長距離自然歩道	多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等を行う県の非常勤職員。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。鳥獣保護区では、すべての鳥獣の捕獲を禁止(許可を受けて捕獲する場合を除く。)している。
鳥獣保護センター	傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2か所に設置されている。

特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により定められた生物。
鳥獣保護管理計画	ツキノワグマ、シカ、イノシシなどの個体群を、適正に保護管理していくため、生息環境の整備や個体数の調整、被害対策等の実施方針を定める計画。
ナ行	
二次林	伐採や山火事・風水害などにより森林が失われた後に、切り株からの萌芽や土中に残った種子などが生長し再生した森林。
二酸化炭素(CO2)	炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO2排出量も増加している。CO2は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ハ行	
ヒートアイランド	都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。
マ行	
身近な自然体験プログラム	自然観察会、体験教室等の「自然環境」をテーマとして企画・立案された体験プログラム。
みどりの少年隊	次代を担う少年たちに緑の大切さを認識してもらい、地域の緑化の推進に貢献することを目的に結成された団体で、学校単位又は地域単位で構成されている。原則として4年生以上の小学生と中学生が隊員として活動している。
藻場・干潟	藻場とは海藻が茂る場所、干潟とは潮の干満により干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のこと。藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。かつては県内に広大に分布していたが、沿岸開発や水質汚濁により減少した。
ラ行	
利用間伐	伐採した間伐材を搬出し、木材等に有効利用する間伐のこと。

レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。県では、平成 15(2003)年に岡山県版のレッドデータブックを発刊した。さらに、改訂版として、平成 21(2009)年には岡山県版レッドデータブック 2009、令和 2(2020)年には岡山県版レッドデータブック 2020 を発刊している。
-----------	---

岡山県自然保護条例による保護地域等（令和元（2019）年度末現在）

● 県自然環境保全地域（3地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保全地区	指定年月日
1	塩滝地域	真庭市関、佐引	10.44	3.20	昭和48年11月29日
2	大平山権現山地域	高梁市有漢町有漢	55.60	—	〃
3	鯉が窪地域	新見市哲西町矢田、 八鳥、大野部	35.29	35.29	平成14年6月28日
県自然環境保全地域合計			101.33	38.49	

● 郷土自然保護地域（37地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護地区	指定年月日
1	大滝山地域	備前市大内、伊部	119.87	9.70	昭和48年11月29日
2	和意谷地域	備前市吉永町和意谷	11.06	9.90	〃
3	浅原地域	倉敷市浅原	5.22	—	〃
4	熊山奥吉原地域	赤磐市奥吉原	6.07	6.07	〃
5	檜山地域	苫田郡鏡野町高山、 山城	14.40	0.90	昭和49年12月18日
6	化気地域	加賀郡吉備中央町案 田、上田東	24.07	—	〃
7	箭田地域	倉敷市真備町箭田	5.87	—	〃
8	安仁神社地域	岡山市東区西大寺一 宮	6.06	—	〃
9	両山寺地域	久米郡美咲町両山寺	20.35	1.99	〃
10	松尾山地域	備前市吉永町南方	2.48	1.00	昭和50年5月20日
11	布都美地域	赤磐市石上	4.60	2.50	〃
12	幻住寺地域	久米郡美咲町北	2.50	0.25	〃
13	三樹山地域	岡山市北区建部町下 神目	13.14	1.50	昭和51年3月30日
14	天福寺地域	加賀郡吉備中央町豊 野	17.64	1.00	〃
15	具足山地域	加賀郡吉備中央町北	2.53	0.50	昭和52年3月31日
16	恵龍山地域	美作市大聖寺	14.29	—	〃
17	波多地域	久米郡久米南町羽出 木	2.57	0.50	〃
18	祇園山地域	高梁市巨瀬町	24.00	1.90	昭和53年3月28日
19	八塔寺地域	備前市吉永町加賀美	33.40	0.70	〃
20	荒戸山地域	新見市哲多町田渕	31.60	8.20	〃
21	真木山地域	美作市真神	163.50	2.20	昭和54年3月31日
22	大井宮山地域	岡山市北区大井	8.60	—	昭和55年3月28日
23	木山地域	真庭市木山	21.70	—	〃
24	新熊野・蟻峰山地域	倉敷市林、木見	133.38	—	昭和56年3月27日
25	大原神社地域	美作市古町	9.80	—	〃
26	矢筈山地域	津山市加茂町知和、 山下	84.70	—	昭和57年3月19日
27	仏教寺地域	久米郡久米南町仏教 寺	2.50	—	〃
28	稗田八幡宮地域	倉敷市児島稗田町	2.08	—	〃
29	千手院地域	井原市野上町	3.84	—	昭和58年3月25日

30	高原地域	井原市芳井町上嶋	15.87	0.69	〃
31	甲弩神社地域	笠岡市甲弩	3.77	—	昭和 60 年 3 月 19 日
32	高岡神社地域	真庭市上中津井	3.11	—	〃
33	梶並神社地域	美作市梶並	4.12	—	〃
34	東湿原地域	真庭市蒜山下長田	2.00	—	昭和 61 年 3 月 28 日
35	天狗の森地域	真庭市櫃ヶ山	6.54	6.54	平成 2 年 3 月 31 日
36	中山神社の社叢地域	津山市一宮	6.78	—	平成 4 年 3 月 13 日
37	津黒地域	真庭市蒜山下和	10.26	—	平成 13 年 3 月 30 日
郷土自然保護地域合計			844.27	56.04	

●環境緑地保護地域（2地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護地区	指定年月日
1	竜の口地域	岡山市北区祇園	6.91	—	昭和 48 年 11 月 29 日
2	田の口地域	倉敷市児島田の口	19.83	—	昭和 58 年 3 月 25 日
環境緑地保護地域合計			26.74	—	

●郷土記念物（39箇所）

番号	箇所名	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	曹源寺の松並木	岡山市中区円山	—	昭和 48 年 11 月 29 日
2	畝の松並木	真庭市蒜山上長田	—	〃
3	笠懸の森	美作市檜原中	—	〃
4	加茂総社宮の社叢	加賀郡吉備中央町加茂市場	—	昭和 49 年 12 月 18 日
5	吉備津の松並木	岡山市北区吉備津	—	〃
6	西幸神社の社叢	久米郡美咲町西幸	—	昭和 51 年 3 月 30 日
7	宗形神社の社叢	赤磐市是里	—	〃
8	九谷の樹林	岡山市北区御津宇甘	—	昭和 52 年 3 月 31 日
9	岩屋の森	苫田郡鏡野町岩屋	—	〃
10	高良八幡の森	備前市日生町日生	—	昭和 53 年 3 月 28 日
11	野原の松並木	新見市神郷高瀬	—	〃
12	かしらの森	和気郡和気町米沢	—	昭和 54 年 3 月 31 日
13	がいせん桜	真庭郡新庄村新庄	—	〃
14	矢喰の岩	岡山市北区高塚	—	昭和 55 年 3 月 28 日
15	福岡城跡の丘	瀬戸内市長船町福岡	—	〃
16	柳田八幡の森	倉敷市児島柳田町	—	昭和 56 年 3 月 27 日
17	下津井祇園神社の社叢	倉敷市下津井	—	〃
18	津川のタブノキ	高梁市津川町	—	〃
19	天王社刀剣の森	瀬戸内市長船町長船	—	〃
20	吉川八幡の森	加賀郡吉備中央町吉川	—	昭和 57 年 3 月 19 日
21	滝谷神社の樹林	備前市吉永町多麻	—	〃
22	龍頭のアテツマンサク	新見市高尾	—	昭和 58 年 3 月 25 日
23	金山八幡宮の社叢	岡山市北区金山寺	—	昭和 59 年 3 月 23 日
24	宮地天神社の社叢	真庭市宮地	—	〃
25	布施神社の社叢	苫田郡鏡野町富西谷	—	〃
26	御前神社の樹林	総社市延原	—	昭和 61 年 3 月 28 日
27	山形八幡神社の森	津山市山形	—	昭和 62 年 3 月 20 日
28	徳蔵神社の樹林	岡山市北区御津河内	—	昭和 63 年 3 月 31 日

29	四之宮八幡の森	久米郡美咲町栃原	—	〃
30	水内八幡の森	総社市原	—	平成元年3月31日
31	高間熊野神社の森	総社市種井	—	平成3年3月30日
32	星尾神社の社叢	井原市美星町星田	—	平成5年3月12日
33	両児山の樹林	玉野市八浜町	—	平成7年3月28日
34	大村寺のクロマツ	加賀郡吉備中央町上竹	—	平成12年3月24日
35	皆木のマンサク	勝田郡奈義町皆木	—	平成13年3月30日
36	物見神社の社叢	津山市加茂町物見	—	〃
37	善福寺のツバキ	瀬戸内市邑久町福谷	—	平成14年3月29日
38	神田神社の社叢	苫田郡鏡野町大	—	平成15年3月28日
39	宝蔵寺の森	津山市加茂町芥野谷	—	平成16年3月26日

岡山県の自然公園（令和元（2019）年度末現在）

公園名	名称	関係市町村 (市町村コード順)	面積 (ha)	うち特別地域	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市	4,963	3,489	昭和9年3月16日
	大山隠岐	真庭市、新庄村	6,534	6,415	昭和38年4月10日
	小計		11,497	9,904	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	津山市、美作市、鏡野町、奈義町、西粟倉村	15,024	13,774	昭和44年4月10日
県立自然公園	高梁川上流	井原市、高梁市、新見市、真庭市	13,478	2,954	昭和41年3月25日
	吉備史跡	岡山市、倉敷市、総社市	2,524	130	昭和41年3月25日
	湯原奥津	津山市、真庭市、鏡野町	16,537	6,684	昭和45年5月1日
	吉備路風土記の丘	岡山市、総社市	888	34	昭和47年1月11日
	備作山地	新見市、真庭市	8,176	390	昭和54年12月25日
	吉備清流	岡山市、真庭市、美咲町、吉備中央町	4,428	450	昭和58年3月29日
	吉井川中流	岡山市、備前市、赤磐市、美作市、和気町、美咲町	8,112	475	平成3年3月30日
	小計		54,143	11,117	
合計			80,664	34,795	

岡山県環境文化部自然環境課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話：086-226-7309

